

介護予防・日常生活支援総合事業
に係る説明会
「事業者指定等について」

平成28年12月21日 秋田市長寿福祉課

事業者指定等について ポイント

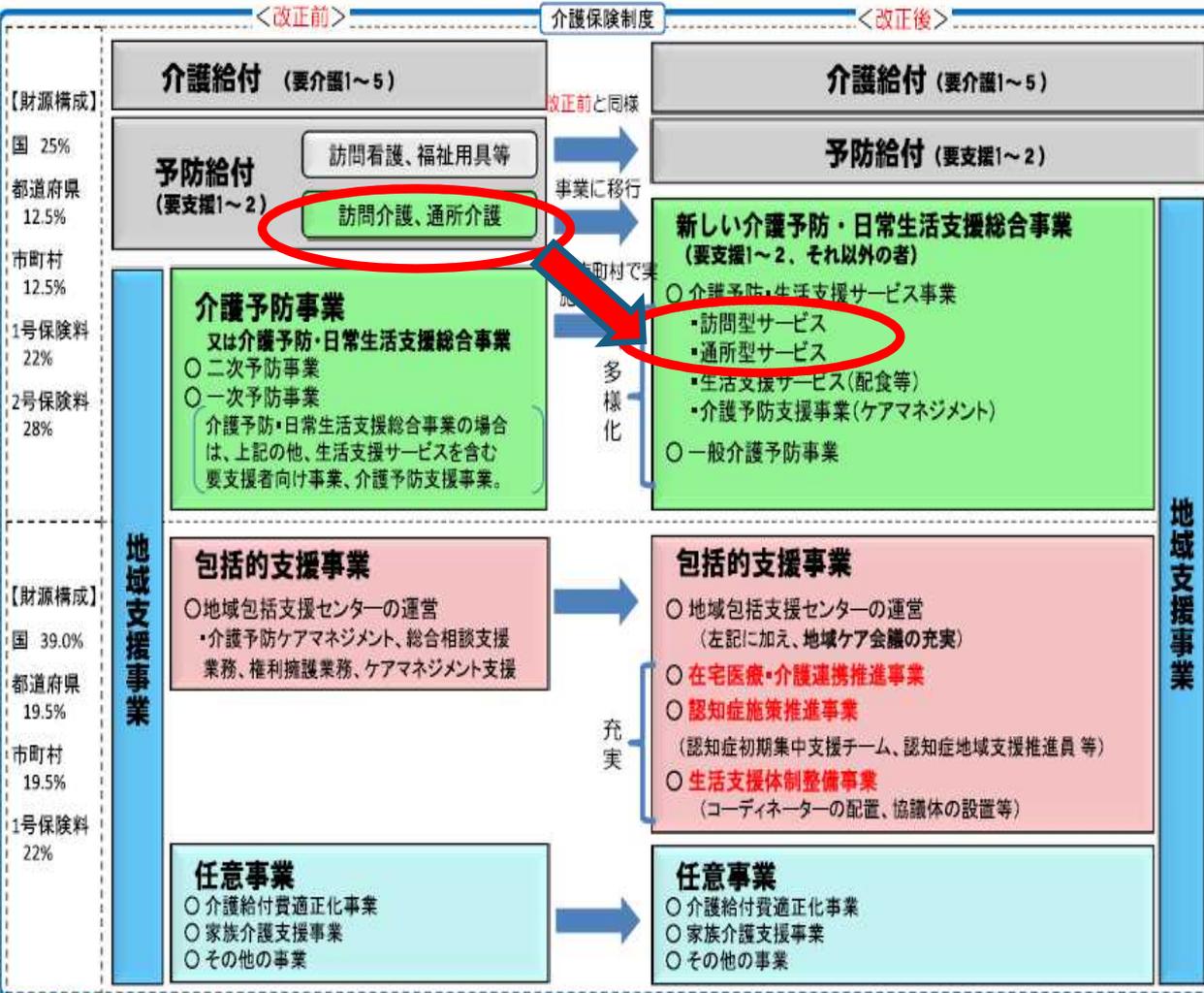
- 「みなし指定」を受けていない事業者は、総合事業の指定が新たに必要
- 「みなし指定」事業者と、新規指定を受けた事業者とは、サービスコードの種類が異なる
(同じサービスを提供した場合であっても！)
- 事業の根拠となる定款・運営規程のほか、契約書・重要事項説明書の表記について、再確認を

(1)秋田市介護予防・日常生活 支援総合事業について

介護保険制度の全体図

国資料

地域支援事業の全体像



※介護給付

要介護1~5のかたへの
保険給付サービス

※介護予防給付

要支援1・2のかたへの
保険給付サービス

※地域支援事業

要介護等となることを予
防し、地域において自立
した日常生活を営むこと
ができるよう支援する事業



市町村が実施。保険給付
サービスとは異なる

各サービスの給付と総合事業の関係

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

移行

新しい総合事業によるサービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス
(配食・見守り等)

※多様な主体による
多様なサービスの提供を推進

従来通り
予防給付で行う

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

国資料

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)
 ・要支援認定を受けた者(要支援者)
 ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
 - ①訪問介護
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)
- ・多様なサービス

通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
 - ①通所介護
 - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
 - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)
- ・多様なサービス

その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者
 ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

総合事業の構成図

平成29年
4月実施

・現行の訪問
介護相当

訪問型サービス
(第1号訪問事業)

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

・多様な
サービス

・現行の通所
介護相当

通所型サービス
(第1号通所事業)

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

・多様な
サービス

介護予防・生活
支援サービス
事業

(従来の要支援者)
・要支援認定を受けた者(要支援者)
・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者
・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
1. 実施 (移行)時期	原則、平成27年4月から (条例制定により、実施猶予)	平成29年4月から
2. 訪問型 サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> ①現行の介護予防訪問介護 ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) ③訪問型サービスB (住民主体による支援) ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス) ⑤訪問型サービスD (移動支援) 	<p>①現行の介護予防訪問介護</p> <p>なお、</p> <p>④について平成29年度中の実施に向けて検討</p> <p>②③⑤については今後検討</p>

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
3. 通所型サービスの種類	<ul style="list-style-type: none">① 現行の介護予防通所介護② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)③ 通所型サービスB (住民主体による支援)④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	<ul style="list-style-type: none">① 現行の介護予防通所介護 <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none">④ について平成29年度中の実施に向けて検討 <p>②③ については今後検討</p>

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
4. サービス基準	介護予防訪問介護・介護予防通所介護 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚労省令第35号)	「秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(基準条例)に則って行う (※国の基準相当)
5. みなし指定の有効期限	平成30年3月末	国の基準どおり

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
6. 指定更新の期限	給付の指定に係る有効期間を踏まえ、市町村が定める期間	6年
7. 介護報酬単価	介護予防訪問介護・介護予防通所介護 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚労省告示第127号)に規定する単価を上限とする	国の基準どおり

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
8. 利用料(利用者負担)	介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得は2割)を下限とする。	国の基準どおり
9. 審査支払い(請求関係)	国保連に委託可	現行相当サービス →国保連に委託 (要支援者) 訪問型サービスA～Dおよび 通所型サービスA～C →サービス実施を含めて今後検討

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
10. その他生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①栄養改善の目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 	実施に向けて検討
11. 一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 	<p>従来の一次予防事業(左記の②・③)を、継続して行う。</p> <p>その他は、実施に向けた検討を行う</p>

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
12. 介護予防 ケアマネジメント	<p>①ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント ≡ 介護予防支援)</p> <p>②ケアマネジメントB (サービス担当者会議やモニタリング等を簡略化した介護予防ケアマネジメント)</p> <p>③ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)</p>	<p>①ケアマネジメントAを実施</p> <p>②③については当面実施しない。多様な主体によるサービスが整備された後に実施</p>

(参考) 介護予防支援と 介護予防ケアマネジメント

利用するサービスにより、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントで区別

種類	対象者	適用パターン
介護予防支援	要支援1・2のみ	①予防給付のみ利用 ②予防給付＋総合事業サービス
介護予防 ケアマネジメント	①要支援1・2※ ②事業対象者	総合事業サービスのみ

※この要支援者は、平成29年4月以降の新規認定者もしくは更新申請を受けた者

秋田市の総合事業まとめ

○秋田市総合事業は、平成29年4月
(平成29年度)から開始

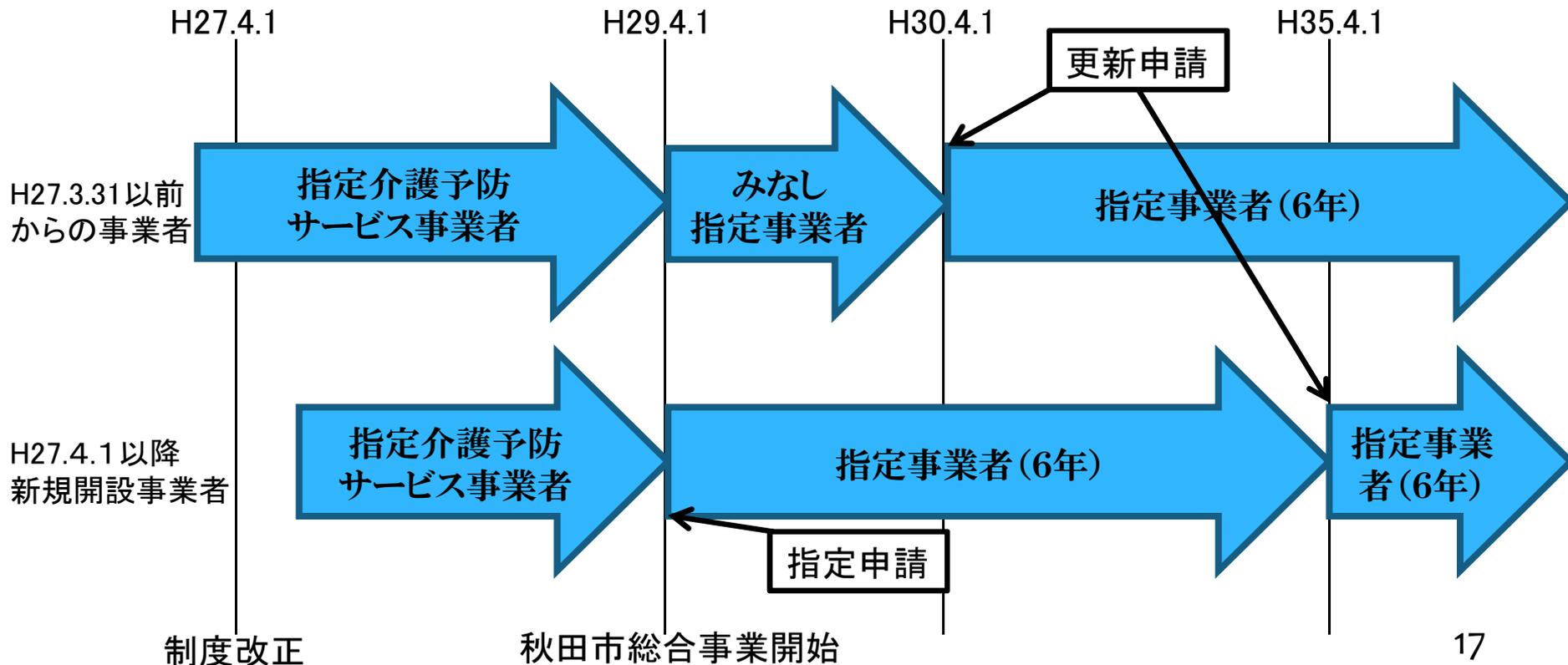
○総合事業の開始当初は、「介護予防・生活支援サービス事業」は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護をそのまま移行させ、現行と変わらないサービスを提供する

○多様な主体による「介護予防・生活支援サービス事業」の提供について、今後検討する

(2)総合事業開始に伴う指定申請

みなし指定と指定事業者

平成27年3月以前に指定介護予防サービス事業所として指定を受けている事業所は、総合事業移行後は指定を受けたとみなされ、引き続き総合事業による訪問型・通所型サービスを提供可能

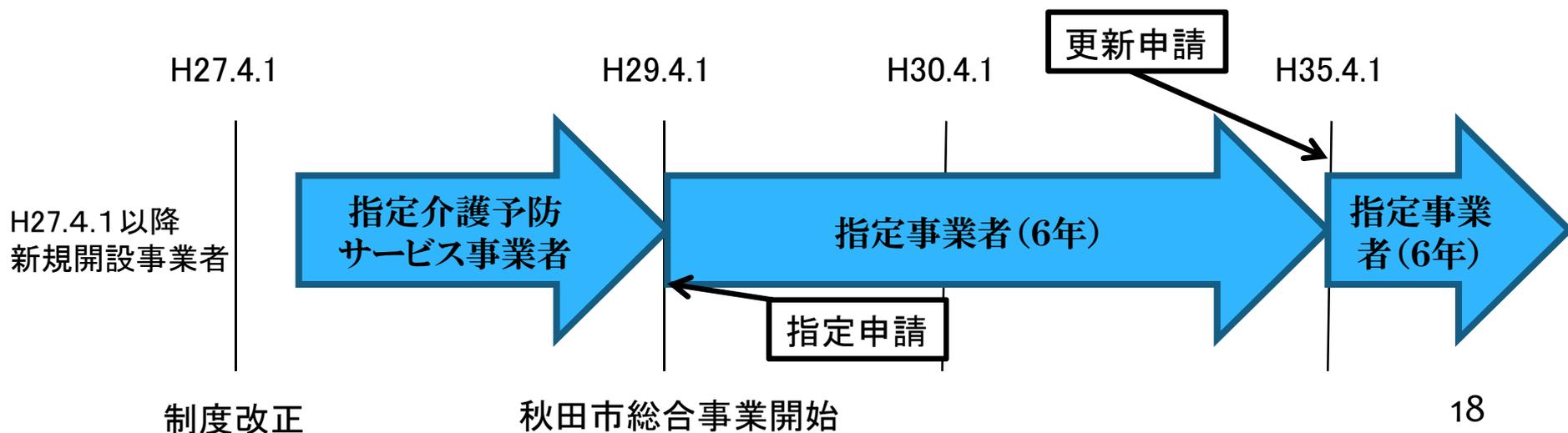


平成27年4月以降に指定を受けた 指定介護予防サービス事業者は、 新規申請が必要です。

※総合事業の開始が平成29年度からとなるため、申請様式の交付は、公的には、平成29年3月下旬からとなります。



「事前相談」は、平成29年2月から受付

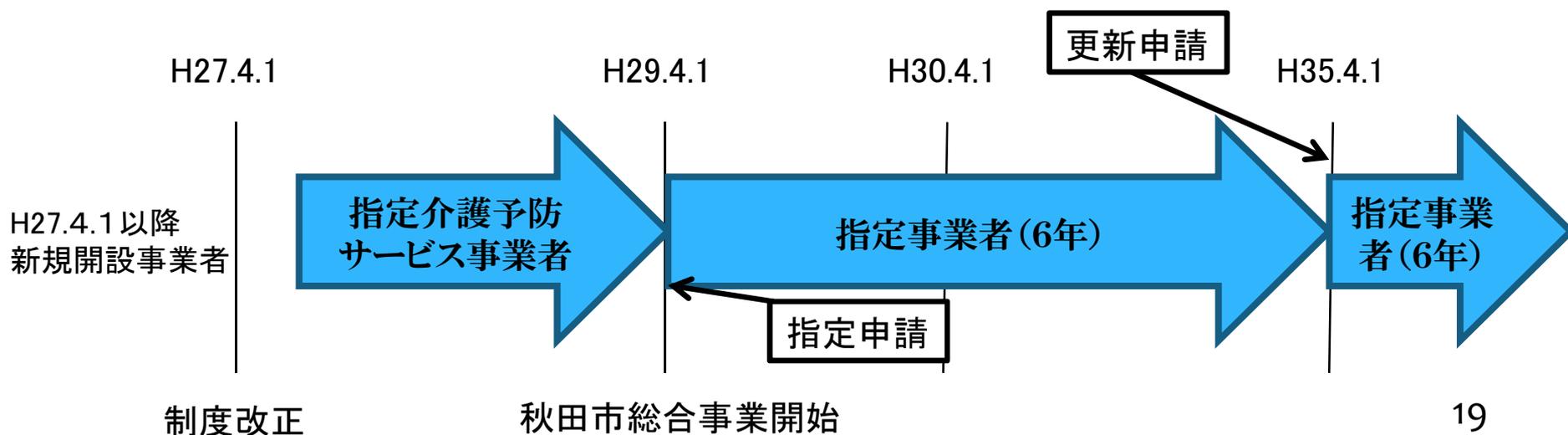


平成29年4月以降、総合事業で 新たな加算を希望する場合

※「みなし指定事業者」の場合は、第一号に係る届出が必要となるケースもある。



平成29年2月からの「事前相談」へどうぞ



(3) サービスコード表

総合事業の対象となる方

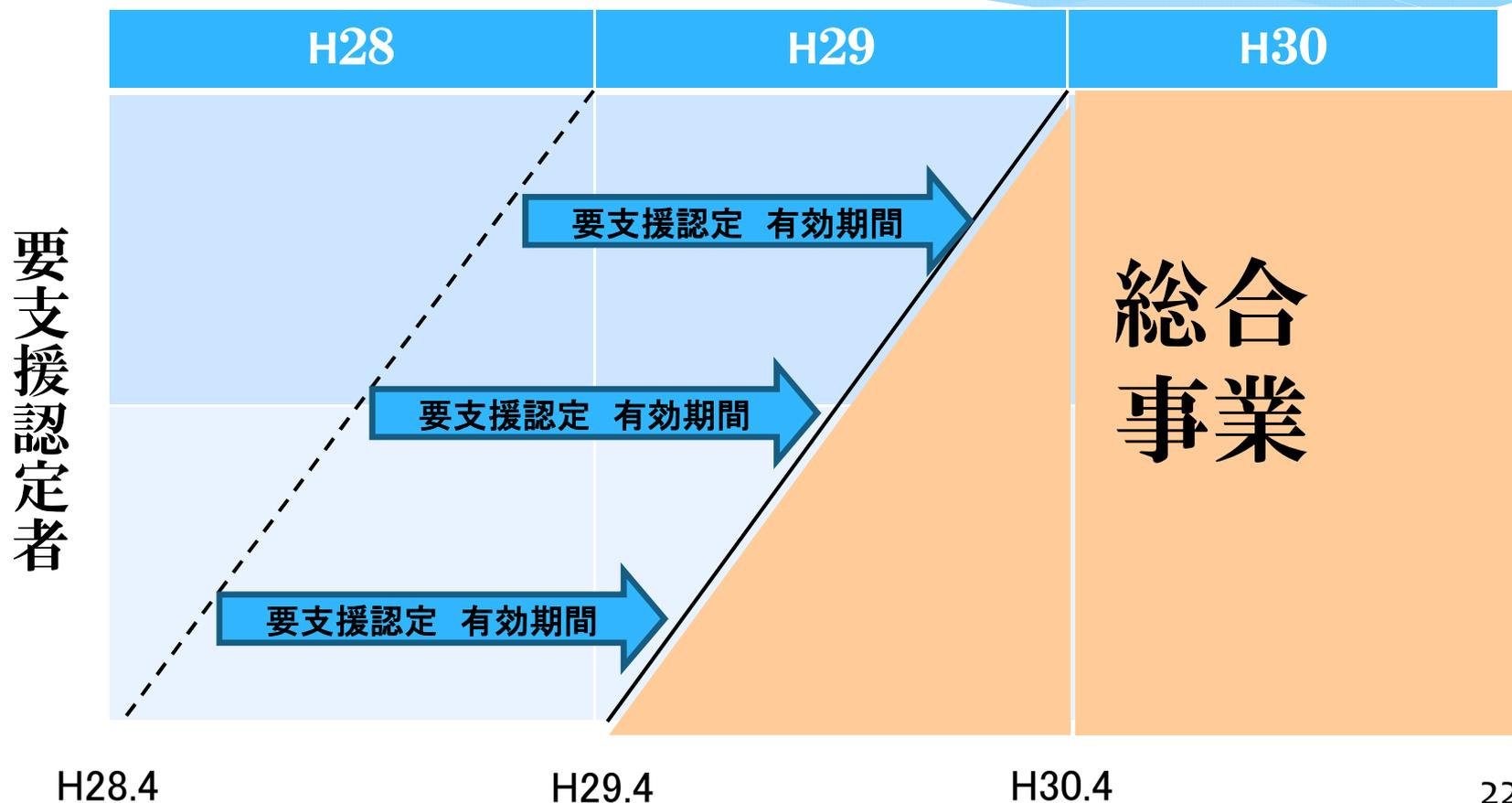
対象：

- 平成29年4月以降に、「新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- 基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方

※要支援認定の方について、認定更新等までの間は、従来の「予防給付」を受けることになるため、更新前はこれまでどおりの予防給付のサービスコードを使用してください。

認定有効期間とサービス移行のタイミング

- 平成29年4月以降に新しく要支援の認定を受けた者から総合事業サービスとしての訪問・通所型サービスを利用する。
- 平成29年3月31日までに申請をし、要支援の認定を受けた者は、有効期間の間は現行の予防給付でサービスを利用する。



秋田市の総合事業で使用する サービスコードの種類

サービスの種類	みなし指定事業者	新規申請事業者
現行の介護予防訪問 介護相当のサービス	A1 (国基準みなし)	A2 (国基準独自)
現行の介護予防通所 介護相当のサービス	A5 (国基準みなし)	A6 (国基準独自)
介護予防ケアマネジメント	AF	AF

秋田市の総合事業

○総合事業の開始当初は、「介護予防・生活支援サービス事業」は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護をそのまま移行させ、現行と変わらないサービスを提供する



A1とA2(訪問型サービス)、
A5とA6(通所型サービス)の単位は同じ

○多様な主体による「介護予防・生活支援サービス事業」の提供について、今後検討する

→ 新たなサービスがあれば、コードも追加

(4)定款等の再確認

定款・運営規程等の追加・変更

総合事業による訪問型・通所型サービスを行う際は、定款に規定があるか確認する必要がある。

(定款の記載例)

介護保険法に基づく第1号事業

※「介護予防および自立支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として行う介護予防・日常生活支援総合事業」の意味
(介護保険法第115の45条第1項第1号に規定)

すべての法人の定款には当てはまらないので、詳細については、各所轄官庁にご相談ください。

重要事項説明書について

総合事業の開始に伴い、

- ・介護予防サービス → 介護予防 生活支援サービス事業
- ・介護予防訪問介護 → 第1号訪問事業 訪問介護
- ・介護予防通所介護 → 第1号通所事業 通所介護
- ・介護予防支援費 → 第1号介護予防支援事業
介護予防ケアマネジメント となります。

※総合事業の開始に伴い、契約名や上記の名称変更等について重要事項説明書等の変更を行う必要があります。ただし、既存の利用者に対しては、十分な説明を行った上で、覚書等での対応でも差し支えないと思われれます。

※契約書についても、重要事項説明書と同じ対応が必要になるものと思われれます。

定款等変更の際の留意事項

平成30年3月31日までは、介護予防訪問介護、介護予防通所介護と総合事業が併存する可能性あり



定款等から「介護予防訪問介護」
又は「介護予防通所介護」の記載を
削除しないようお願いします。

当面の

定款等への記載例(変更例)

変更前(例)	変更後(例)
介護保険法に基づく介護予防訪問介護	介護保険法に基づく介護予防訪問介護 <u>及び第1号訪問事業</u>
介護保険法に基づく介護予防通所介護	介護保険法に基づく介護予防通所介護 <u>及び第1号通所事業</u>
介護保険法に基づく介護予防サービス	介護保険法に基づく介護予防サービス <u>、第1号訪問事業及び第1号通所事業</u>

(5) 今後のスケジュール

今後のスケジュール

	地域包括支援センター	介護保険サービス事業者	市民等
8月	第1回説明会		
9月			
10月			
11月			
12月	第2回説明会		
1月			
2月			
3月	介護予防ケアマネジメント業務委託契約		
4月	秋田市総合事業開始		
	介護予防ケアマネジメント実施	みなし指定事業所によるサービス開始	要支援認定更新者・新規認定者から順次移行

指定申請
相談開始



質問事項について

※この後、次第に従い、質疑応答を行います。

本日お答えできない質問については、持ち帰って、後日、改めて回答いたします。

※後日、質問する場合は、本日資料と一緒に配布した「質問票」に記載のうえ、長寿福祉課へFAXをお願いします。

回答につきましては、秋田市長寿福祉課内のホームページ上で、総合事業に関するQ&Aという形で、提供する予定です。